

公用車（電気自動車）の賃貸借に係る仕様書

1 賃貸借物件

軽貨物自動車（電気自動車） 1台

〈想定車種〉

- ・三菱 ミニキャブEV
- ・ホンダ N-VAN e:

2 規格

(1) 寸法・定員

全長：3,400mm 以下

全幅：1,480mm 以下

全高：1,960mm 以下

定員：4名

(2) 車体色

白系

(3) 性能

【走行性能】

- ・一充電走行距離：180km 以上
- ・原動機：交流同期電動機

【駆動用バッテリー】

- ・種類：リチウムイオン電池
- ・総電圧：330V 以上
- ・総電力量：20kWh 以上

(4) その他

【充電】

- ・AC200V 用・長さ 7m 以上 8m 以下の充電用ケーブルが装備されていること。
- ・AC200V の充電が可能であり、かつ急速充電が可能であること。
- ・充電スタンド ELSEEV public Mode3 (品番 DNE3312) による充電が可能であること。

3 装備品

標準装備のほか

(1) ABS

(2) SRSエアバッグシステム（運転席及び助手席）

(3) パワーステアリング

- (4) エアコン
- (5) 集中ドアロック
- (6) リアワイパー
- (7) パワーウィンドウ（前席）
- (8) スマートキー又はキーレスエントリー
- (9) ドライブレコーダー（前）※画素数 200 万画素以上
- (10) AM/FMラジオ
- (11) ドアバイザー
- (12) フロアマット
- (13) 文字入れ

左右前ドアに1字7cm四方、丸ゴシック体、黒字で「竹原市」と記載する。

※詳細な位置については協議のうえ決定する。

- (14) その他道路運送車両の保安基準により義務付けられている装備

4 契約方法等

本物件は賃貸借とし、落札者と竹原市との間で賃貸借契約を締結する。ただし、本物件の所有者はリース事業者とし、竹原市は本物件の使用となる。

5 賃貸借期間

令和7年11月1日から令和13年10月31日まで（72か月）

6 納車

令和7年11月15日0時0分までに使用できる状態にして引き渡すこと。

（納車場所：広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市役所駐車場）

7 支払方法

本物件の賃貸借料は、1か月ごとの後払いとする。

8 リース契約に含まれる費用

- (1) 車両代

車両本体、付属品、特別仕様

- (2) 登録諸費用等

登録費用、自動車取得税、車庫証明費用、納車費用、自動車リサイクル法に係る費用

- (3) 軽自動車税（環境性能割・種別割）・自動車重量税

リース期間中に発生する軽自動車税（環境性能割・種別割）及び重量税は、すべてリース契約に含む。ただし、その額に事前に予測できない変動があった場合は市と協議し定める。

(4) 自動車損害賠償責任保険

リース期間における自動車損害賠償責任保険料は、すべてリース契約に含む。ただし、その額に事前に予測できない変動があった場合は市と協議して定める。

※自動車保険（任意保険）料は契約に含まない。

(5) メンテナンスサービス

ア スケジュール点検

6か月毎に以下の点検を行うこと。

（2回に1回重複する法定点検又は車検での点検内容については、法定点検又は車検を以て本点検を行ったこととする。）

- (ア) エンジンのかかり具合、異音
- (イ) 低速（回転のムラ）、加速の状態
- (ウ) エンジンオイルの汚れ、量、漏れ
- (エ) 冷却水の量、漏れ
- (オ) Vベルトの張り具合、損傷
- (カ) タイヤの磨耗状態、亀裂及び損傷、空気圧、取り付け状態
- (キ) バッテリー液の量、漏れ
- (ク) ホーン、ワイパー、ウォッシャー、計器類、ランプ類の作用
- (ケ) エアコンの作動状態
- (コ) スペアタイヤ、ジャッキの搭載
- (サ) ブレーキペダルの遊び、踏みしろ、効き具合
- (シ) ブレーキ液の量、漏れ
- (ス) ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取り付け状態

イ 法定定期点検

法定の定期点検及び整備を行うこと。

ウ 継続車検

車検のための点検、整備及び関連する検査手続きの一切を行うこと。

エ 所定の消耗品の交換及び補充

走行距離及び経過期間等に応じて、所定の消耗品の交換及び補充を行うこと。

オ バッテリー交換

必要に応じて交換すること。

カ タイヤ交換

磨耗度や損傷具合に応じて交換すること。

キ 故障修理

通常の使用において発生する故障の修理及び部品の交換を行うこと。また、これにはロードサービス(J A F等の応急修理費用を含む。)及びパンク修理も含むこと。

ク 代車提供

継続車検時及び故障修理時等に応じて代車を提供すること。

9 その他

- (1) 1か月の平均走行距離は500kmの見込み。
- (2) 新車であり、錆等不具合のない車両であること。
- (3) メンテナンス工場は、要請から30分以内に竹原市役所へスタッフが来庁できる竹原市内の整備工場とし、点検時等は引き取り納車とすること。
- (4) メンテナンスサービスを行う場合、1か月前に通知すること。
- (5) 初年度登録年月はリース開始年月と同じものにする。
- (6) 市の要請又は依頼に対し、迅速に対処すること。

10 入札金額

72か月分のリース料率で算定し、1台分の1か月当たりの単価を入札金額(消費税抜き)として記入すること。